[声明] 故・中曽根元首相の合同葬への弔意を求める文科省通知に抗議する

2020 年 10 月 21 日 日本私大教連中央執行委員会

10月17日に執り行われた中曽根康弘・元内閣総理大臣の内閣・自民党合同葬に際して、文部科学省は、国立大学のほか、文科省所管の独立行政法人、私立学校振興・共済事業団などに対して、弔旗掲揚、黙とうなど弔意を表すことへの協力を求める通知を出した。

文科大臣は、各大学等に強制するものではなく、「それぞれでご判断いただくものであり、 実施状況の調査をするつもりはない」と述べているが、それは強制力をもって従わせる法的 根拠がないからにすぎない。通知には「この趣旨に沿ってよろしくお取り計らいください」 と記されており、「弔意を示すことが求められている」と各大学が「自主的」に判断して、弔 意を示さざるをえないよう、仕向けられている。

このような手法は、これまでの大学改革で用いられてきたもので、「自主的」の名のもとに、 政府・文科省の誘導、とりわけ貧困な高等教育予算の下での財政誘導によって、「改革」が進 められてきたことと同様のものである。

今回は、通知内容が実施されたか否かの調査はしないと言っているが、すでに国立大学ごとの実施の有無がマスコミにも大きく取り上げられており、なんらかの「踏み絵」にならないとは言い切れない。この間、政府の長である菅総理大臣は、学術会議の会員の任命に際して、何の根拠もしめさずに 6 名の任命を拒否し、従来の法解釈を秘密裏に変更してきたことをみれば、こうした危惧をもつのは当然と言えよう。

そもそも、故人への弔意は、個々人の内心の問題であり、公権力がかかわるものではない。 弔意を事実上強制するものとなれば、思想・良心の自由を侵害するものとなる。さらに、大 学は真理を探究する研究・教育機関として、学問の自由、大学の自治が保障されており、そ の活動を規制する今回の通知は、それらをも侵害するものと言わざるを得ない。

このことは、私立大学にも無関係ではない。私立大学も文科省所管であり、私学助成等により税金が投入されている。同様の通知が私立大学に拡大されることが懸念される。また、今後のさまざまな式典に際しての祝意、弔意の強制への布石ではないかとの疑念も持たれる。以上のように、今回の通知は、学問の自由、大学の自治、思想・良心の自由を侵害するものである。本通知に抗議するとともに、このようなことが繰り返されないよう強く求める。